

播磨高原広域事務組合雨水貯留タンク設置助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、雨水貯留タンクを設置する者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を助成することにより、雨水の流出抑制及び良好な水環境に対する意識の高揚に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留タンク 建築物の屋根からの雨水を集水して貯留する設備をいう。
- (2) 申請者 助成金の交付を受けようとする者で住宅（店舗等の兼用住宅及び建築予定の住宅を含む。）を所有するもの（建築予定の住宅にあっては、建築しようとする建築主）をいう。

(対象区域)

第3条 この要綱の対象となる区域は、次の区域（以下「対象区域」という。）とする。

たつの市新宮町光都1丁目から3丁目
上郡町光都1丁目から3丁目

(助成対象者等)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、対象区域において住宅に雨水貯留タンクを設置する申請者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付を受けることができない。

- (1) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体
- (2) この要綱による助成金を受けたことのある者又はこれに類する助成金等を受けたことのある者
- (3) 販売を目的とする住宅に雨水貯留タンクを設置しようとする者
- (4) 既にある雨水貯留タンクの改造又は修繕をしようとする者
- (5) 水道料金及び下水道使用料の滞納がある者
- (6) 管理者が助成金の交付を不相当と認める者

3 助成金の交付の対象となる雨水貯留タンクの設置は、住宅1棟につき1基とする。

4 雨水貯留タンクは、80リットル以上の容量を有し、市販されているものに限る。

(助成金額)

第5条 助成金の額は、雨水貯留タンクの購入費及び設置費用の3分の2以内とし、30,000円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 申請者は、雨水貯留タンクを購入する前に、雨水貯留タンク設置助成金交付

申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 見積書
- (2) 位置図
- (3) 配置図
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) その他管理者が必要と認める書類
（交付の決定及び通知）

第7条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定により交付の可否を決定したときは、雨水貯留タンク設置助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（変更の申請等）

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が、申請内容を変更しようとするときは、雨水貯留タンク設置助成金交付変更申請書（様式第4号）により、申請を取下げようとするときは、雨水貯留タンク設置助成金取下申請書（様式第5号）により速やかに管理者の承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、変更申請に対しては、雨水貯留タンク設置助成金交付変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により、取下げ申請に対しては、雨水貯留タンク設置助成金取下承認通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（完了報告）

第9条 交付決定者は、雨水貯留タンクの設置を完了したときは、雨水貯留タンク設置完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 雨水貯留タンクの領収書
- (2) 雨水貯留タンクの設置写真
- (3) その他管理者が必要と認める書類

（確定の通知等）

第10条 管理者は、前条の規定による完了の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、必要があると認めるときは、雨水貯留タンクの設置状況を確認することができる。

2 管理者は、前項の完了検査において助成金の交付決定の内容及び付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、雨水貯留タンク設置助成金交付額決定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の請求等）

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに雨水貯留タンク設置助成金交付請求書（様式第10号）を管理者に提出し、助成金の交付を請求するものとする。

2 管理者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 管理者は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金交付決定の内容に違反したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

（助成金の返還）

第13条 管理者は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（維持管理等）

第14条 助成金の交付を受けた者は、雨水貯留タンクを適正に維持管理し、交付を受けた日から7年以上存続させるものとする。

2 雨水貯留タンクの設置場所を他の建築物に変更してはならない。

（調査協力）

第15条 管理者は助成事業の適正な執行を確保するために、助成金の交付後、必要があると認めるときは、雨水貯留タンクの設置状況を現地において調査することができる。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。